

○昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を改正する件 新旧対照表
 （傍線部は改正部分）

改正案

現行

項目		感度
一〇五（略） 六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性	基地局	希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（最大送信電力が二四デシベルを超え三八デシベル以下のものにあつては（一）九五・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては（一）九二・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）とする。以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上
	陸上移動局	希望波の受信電力が基準感度（チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九七・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の電波を使用するものにあつては（一）九六・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））、八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）
一〇五（略） 六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性	基地局	希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては、（一）九二・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）とする。以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上
	陸上移動局	希望波の受信電力が基準感度（チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八〇三MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九七・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下及び一八MHzを超え八〇三MHz以下の電波を使用するものにあつては（一）九七・三デシベル（一

九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九六・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下又は

ミリワットを〇デシベルとする。）チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九八・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九

一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の電波を使用するものにあつては(一)九二・〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九四・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九一・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九一・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九一・五

五・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九四・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下及び九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九一・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九二・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九一・五

度 扱 選 効 実	
特 グ イ キ ツ ロ プ	
<p>1 最大送信電力が三八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)を超えるもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から</p>	
<p>1 チャンネル間隔が五MHzのもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワット</p>	<p>シベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九〇・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九一・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))とする。以下陸上移動局の欄において同じ。))の場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注1)</p>

度 扱 選 効 実	
特 グ イ キ ツ ロ プ	
<p>チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より六デシベル、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より七デシベル、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局に</p>	<p>〇・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九一・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九一・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))とする。以下陸上移動局の欄において同じ。))の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>

離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)三・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3

最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)以下のもの
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)二・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとす

び(±)二〇MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)。(複号同順とする)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

4

チャネル間隔が二〇MHzのもの
基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一七・五MHz離れた周波数において(一)五・六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)及び(±)二・二・五MHz以上離れた周波数において(一)四・四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)。(複号同順とする)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、それぞれスループットがその最大値の九五%以上

にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2

最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)以下のもの
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)三・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとす

る)。(複号同順とする)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz離れた周波数において(一)五・六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)及び(±)二・二・五MHz以上離れた周波数において(一)四・四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする)。(複号同順とする)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、それぞれスループットがその最大値の九五%以上

隣接チャンネル	
<p>1 最大送信電力が三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル</p>	<p>4 最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）二七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
<p>1 チャンネル間隔が五MHzのもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）五MHz</p>	

隣接チャンネル	
	<p>3 最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）二七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
<p>基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から（±）五MHz離れた周波数にお</p>	

地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を

3 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を

五MHz離れた周波数において、基準感度より三九・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

た周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(±)五MHz離れた周波数において、スループットがその最大値の九五%以上

2 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を

調変互相	
<p>1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの 基準感度より六デシベル</p>	<p>4 最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの 基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（±）二八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
<p>1 高い希望波に対し、希望波</p>	<p>1 チャンネル間隔が五MHzのもの 基準感度より六デシベル</p>

調変互相	
	<p>3 最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの 基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（±）二八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
<p>チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より六デシベル、チャンネル間隔が一五MHzの陸</p>	

間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz及び(±)二二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz及び(±)二五・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz及び(±)二八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz及び(±)二八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4 チャンネル間隔が二〇MHzのもの
基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一七・五MHz及び(±)三五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz及び(±)二八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz及び(±)二二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz及び(±)二五・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz及び(±)二八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

ては希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一一・五MHz及び(±)一二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz及び(±)二五・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz及び(±)二八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの
基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離

ては希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一一・五MHz及び(±)一二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz及び(±)二五・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz及び(±)二八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの
基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離

れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一一・五MHz及び(±)二二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz及び(±)二五・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz及び(±)二八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

注1 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

2| 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波が隣接しない場合

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき

基準感度より一一デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一一・五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(±)一七・五MHz以上離れた周波数において(二)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同

れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一一・五MHz及び(±)二二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz及び(±)二五・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz及び(±)二八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(±)二〇MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

3| 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波が隣接しない場合

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)七・五MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

4| 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波が隣接しない場合

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一二・五MHz及び(±)二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から

2 (略)

(±)一五MHz及び(±)三〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

七〇二十二 (略)

2 (略)

七〇二十二 (略)